

南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運営事業

審査講評

平成29年8月

南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運営事業 事業者選定委員会

南越清掃組合（以下「組合」という。）は、南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運営事業を行う民間事業者（以下、「事業者」という。）の選定を公平かつ適正に実施するため、南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運営事業事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置した。

委員会では、平成 28 年 7 月 20 日に第 1 回を開催して以降、計 6 回の委員会を開催し、事業者の選定に関し必要な審査等を進めてきた。

この度、委員会における審査等を終えて落札候補者を選定しましたので、ここに審査講評を取りまとめ公表する。

平成 29 年 8 月 28 日

南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運営事業事業者選定委員会

委員長	奥村 充司
副委員長	荒井 喜久雄
委員	河瀬 信宏
委員	田中 悌弘
委員	谷口 良二
委員	藤原 十三夫
委員	溝口 淳

目次

1. 事業概要	1
(1) 事業名	1
(2) 対象となる公共施設等の種類	1
(3) 公共施設等の管理者等	1
(4) 事業の目的	1
(5) 施設の基本方針	1
(6) 事業の概要	2
2. 審査方法等	3
(1) 審査体制	3
(2) 入札参加資格の審査	3
(3) 事業提案の審査	3
(4) 価格審査	4
(5) 総合評価	5
(6) 優秀提案者の選定	5
(7) 落札者の決定	5
3. 委員会開催等の経過	6
4. 審査結果	7
(1) 入札参加資格の審査	7
(2) 対面的対話	7
(3) 基礎審査	7
(4) 事業提案に関するヒアリング	7
(5) 事業提案の審査	7
(6) 価格審査	10
(7) 総合評価及び優秀提案者の選定	10
5. 総評	11

1. 事業概要

(1) 事業名

南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

施設の種類	一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）
建設地	福井県南条郡南越前町上野 85 字 38 番 1、39 番、40 番、41 番 1・2、42 番 1・2
施設概要	処理対象物を受け入れ、焼却処理を行う。なお、焼却処理過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る。
施設規模等	84 t / 日（42 t / 24h × 2 炉）
処理方式	全連続燃焼式ストーカ方式
供用開始	平成 33 年 4 月 1 日（予定）

(3) 公共施設等の管理者

南越清掃組合 管理者 奈良俊幸

(4) 事業の目的

組合では、現在、燃やせるごみ等の処理を第 1 清掃センター、第 2 清掃センターの 2 施設で行っているが、このうち第 1 清掃センターは 30 年以上が経過し、経年的老朽化が著しく、早急に施設を更新すべき時期に来ている。

このような背景のもと、組合では、燃やせるごみ等の適正処理はもちろんのこと、循環型社会の構築や温暖化防止にも貢献する新しい処理施設の整備を目指している。

(5) 施設の基本方針

本施設の整備・運営は、以下の基本方針により実施する。

① 「ごみ減量化、リサイクル」を前提とした、適正規模で効率的な施設

- ・将来の人口予測を行い、住民の協力のもとでごみの減量化、リサイクルの推進を前提とした適正規模の施設とする。
- ・費用対効果を考慮し、効率的な運転管理ができる施設とする。

② 最新の技術を導入し、環境にやさしい、安全・安心な施設

- ・最新技術を導入し、ダイオキシン類の排出削減をはじめ、万全の公害防止対策により地域住民にとって安全安心な環境にやさしい施設とする。
- ・地震、台風、集中豪雨などの自然災害時においても運転管理に支障が及ばないよう配慮するとともに、ごみ量やごみ質の変動に柔軟に対応し、導入実績が豊富で連続稼働の信頼性が高い、安定稼働に優れた施設とする。
- ・エネルギーや資源の消費の抑制や、積極的な余熱利用等による地球環境の保全に配慮するとともに、建設費や運転管理費等の経済性に配慮した施設とする。

③ 周辺環境に調和した、地域と循環型社会の形成に貢献する施設

- ・周辺の土地利用や交通に配慮した施設配置、植栽、緑化、景観に配慮した建築デザイン等、周辺環境に調和した施設とする。
- ・3R、再生可能エネルギーについて学び、体験できる環境学習の拠点機能を備えた施設とする。
- ・ごみを焼却した際に発生する熱を効率的に回収し、有効利用が図られる施設とする。
- ・自然災害発生時においても安定して稼働でき、水や温水の提供、浴室の利用、一次避難場所としての活用等が図れる施設とする。
- ・住民が気軽に訪れ、また、地域の 3R 活動に係る会議や行事、イベントが開催できる施設とする。

(6) 事業の概要

本事業はDBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

落札者のうち、建設請負事業者となる単独の企業又は特定建設工事共同企業体は、本施設の設計・施工業務を行う。

さらに、落札者のうち、運営事業者となる単独の企業又は共同企業体は、20年間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を行う。なお、特別目的会社（SPC）は設立しない。

組合は本施設を30年以上にわたって使用する予定であり、民間事業者は30年間の使用を前提として各業務を行うこととする。

組合は、本施設の設計・施工業務及び運営業務に係る資金を調達し、本施設を所有するものとする。

① 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・設計・施工期間：契約締結日の翌日から平成33年3月31日まで
- ・運営期間：平成33年4月1日から平成53年3月31日まで
(20年間)

② 契約の形態

組合は、設計・施工業務及び運営業務を一括で委託し、もしくは請け負わせるために、本事業に係る基本契約を民間事業者と締結する。

また、組合は基本契約に基づき、建設請負事業者と本事業に係る建設工事請負契約を、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約をそれぞれ締結する。

2. 審査方法等

(1) 審査体制

組合は、南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運営事業を行う事業者の選定を公平かつ適正に実施するために、学識経験者を含む7名の委員により構成される委員会を設置した。

委員名	所属
委員長 奥村 充司	福井工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授
副委員長 荒井 喜久雄	公益社団法人全国都市清掃会議 技術部長
(平成29年4月2日まで) 委員 岩倉 光弘	南越前町副町長
(平成29年4月3日から) 委員 藤原 十三夫	
委員 河瀬 信宏	越前市副市長
委員 谷口 良二	越前市企画部長
委員 溝口 淳	池田町副町長
(平成29年3月31日まで) 委員 三田村 忠邦	南越清掃組合管理事務所長
(平成29年4月1日から) 委員 田中 悌弘	

(2) 入札参加資格の審査

応募グループより提出された入札参加の資格審査申請書類を審査し、以下の①～③の入札参加資格要件を満たすことが確認された応募グループについてのみ参加資格を有するものとする。

- ① 提出書類が、全て揃っていること。
- ② 応募グループが「入札説明書 Ⅲ 3 (1) 資格審査申請書類の提出」に示した提出書類を期限内に決められた方法で提出していること。
- ③ 応募グループが「入札説明書 Ⅲ 4 応募者の参加資格要件」に示した要件を満たすこと。

(3) 事業提案の審査

1) 基礎審査

応募グループより提出された事業提案書類を確認し、次の①～③の条件を満たさない応募グループを失格とする。

- ① 提出書類が、全て揃っていること。
- ② 応募グループが「入札説明書 Ⅲ 6 (1) 事業提案書類・入札書類の提出」に示した提出書類を期限内に決められた方法で提出していること。
- ③ 提案内容が要求水準書の全ての要求内容を満たしていること。

2) 事業提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会は、事業提案書類を提出した応募グループを対象に事業提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施した後、事業提案書類の審査を行う。

3) 技術（非価格）審査

委員会は、以下の技術（非価格）審査における点数化方法に基づき、事業提案書類に記載された内容のうち、要求水準書等の水準を超える部分に対して評価を行い、技術（非価格）の評価の点数（以下「技術（非価格）評価点」という。）を決定する。

【技術（非価格）審査における点数化方法】

- ① 技術（非価格）評価点は、事業提案書類の審査項目（小項目）ごとに、次に示す5段階により評価、点数化し、その合計点とする。（小数点以下第3位を四捨五入する。）

評 価	説 明	点 数
A	特に優れている	配点×1.0
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	優れている	配点×0.5
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	要求水準書を満たす程度である	配点×0

- ② 事業提案書類の審査は、委員会において評価し、技術（非価格）評価点として点数化する。
③ 事業提案書類の全部又は一部に記載漏れがあり、適正な評価ができない場合や指定様式の指定枚数を超過して提案した場合は、当該評価項目の技術評価は「E判定」とする。

(4) 価格審査

1) 入札書比較価格

入札書比較価格：18,992,000,000円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

2) 価格審査における点数化方法

以下の価格審査における点数化方法に基づき、入札書比較価格以下の入札価格（消費税及び地方消費税相当額は含まない。）に対して価格評価の点数（以下「価格評価点」という。）を算定する。なお、算定式で求める点数は小数第3位を四捨五入した値とする。

また、最低入札価格とは、応募者から提示された入札価格のうち、もっとも低い価格を指す。なお、定量化限度額は開札時に公表する。

【価格審査における点数化方法】

- ① 最低入札価格が定量化限度額より大きい場合

最低入札価格を提示した応募者の価格評価点は満点の40点とし、その他の応募者の価格評価点は、最低入札価格との比率により算出する。なお、1者入札の場合は、下式中の「全応募者中の最低入札価格」を「定量化限度額」と読み替えて価格評価点を算出する。

【価格評価点の算定式】

- ・最低入札価格＞定量化限度額の場合

$$\text{当該応募グループの価格評価点} = \text{配点} \times \left(\frac{\text{全応募グループ中の最低入札価格}}{\text{当該応募グループの入札価格}} \right)$$

② 最低入札価格が定量化限度額以下の場合

定量化限度額以下の価格を提示した応募者の価格評価点は満点の40点とし、その他の定量化限度額より大きい価格を提示した応募者の価格評価点は、定量化限度額との比率により算出する。なお、1者入札の場合で、定量化限度額以下の価格を提示した応募者の価格評価点は同様に満点の40点とする。

【価格評価点の算定式】

・最低入札価格 ≤ 定量化限度額の場合

$$\text{当該応募グループの価格評価点} = \text{配点} \times \left(\frac{\text{定量化限度額}}{\text{当該応募グループの入札価格}} \right)$$

(5) 総合評価

委員会が決定した技術（非価格）評価点と算定した価格評価点から以下の総合評価点の算定方法に基づき、応募グループの総合評価点を算定する。

【総合評価における点数化方法】

技術（非価格）評価点と価格評価点を用いて、次に示す算定式により、各応募グループの総合評価点を算定する。

【総合評価点の算定式】

$$\text{総合評価点} = \text{技術（非価格）評価点} + \text{価格評価点}$$

(6) 優秀提案者の選定

委員会は、総合評価点を確認し、落札候補者を選定する。

(7) 落札者の決定

組合は、委員会で選定された落札候補者が本事業を実施するに相応しいと判断した場合、落札者として決定する。

3. 委員会開催等の経過

日 程	内 容
平成 28 年 7 月 20 日 (水)	第 1 回 委員会 (委員長、副委員長の選出、実施方針 (案)、リスク管理方針書 (案)、 要求水準書 (案) に関する審議)
平成 28 年 8 月 31 日 (水)	第 2 回 委員会 (入札説明書、落札者選定基準書、様式集、契約書 (案)、実施方針等 に関する審議)
平成 28 年 10 月 6 日 (木)	第 3 回 委員会 (要求水準書、リスク管理方針書、入札説明書、落札者選定基準書、様 式集、契約書 (案) に関する審議)
平成 28 年 10 月 26 日 (水)	入札公告、募集要項の公表
平成 29 年 2 月 16 日 (木)	第 4 回 委員会 (資格審査結果、質問回答結果の確認) 対面的対話 (オブザーバー参加)
平成 29 年 5 月 12 日 (金)	事業提案書類・入札書類の提出
平成 29 年 6 月 5 日 (月)	第 5 回 委員会 (事業提案書の確認、事業者への質問事項に関する審議)
平成 29 年 7 月 28 日 (金)	第 6 回 委員会 (事業者提案ヒアリング、技術 (非価格) 審査、入札書の開札、落札候 補者の選定、審査講評に関する審議) 管理者への落札候補者設定結果の報告

4. 審査結果

(1) 入札参加資格の審査

平成 28 年 10 月 26 日に入札公告を行い、資格審査申請書類を受け付けたところ、1 グループから入札参加資格の審査申請があった。

入札参加資格審査は、事務局において実施し、入札参加資格を有することを書面にて通知した。今後提出される事業提案書類等を公平かつ厳正に審査を行うため、応募グループの名称を「はずグループ」とした。

(2) 対面的対話

入札参加資格を有する応募グループに対して、委員会同席のもとで対面的対話を実施した。

(3) 基礎審査

応募グループの代表企業から提出された事業提案書類について、事務局において基礎審査を実施し、失格要件に該当しないことを確認した。

(4) 事業提案書類に関するヒアリング

委員会で事業提案を審査するにあたり、事業提案書類に関する質問を事業提案書類に関するヒアリングの前に応募グループに送付し、応募グループからの回答を事前に確認した。

この確認をもって、応募グループによるプレゼンテーションを実施し、その後、委員から応募グループに対してヒアリング（質疑応答）を行った。

(5) 事業提案の審査

事業提案書類、事業提案書類に対する質問回答、事業提案書類に関するヒアリングを踏まえ、公平かつ厳正に事業提案の審査を行った。

なお、委員会では、各委員が個々に評価を行い、その結果を集計して算術平均を算出し、各小項目の配点を乗じて当該項目の得点とした。事業提案書類の審査結果（技術（非価格）評価点）は次のとおりである。

技術（非価格）の審査結果（1/2）

大項目	中項目	小項目（提案を求める項目）	配点	はすグループ
取組み方針 (2点)	課題認識、組合への協力姿勢	課題認識と対処方法 基本的考え方	2	1.57
「ごみ減量化、リサイクル」を前提とした、適正規模で効率的な施設 (4点)	効率運転	ごみ量、ごみ質の変動の対応(操炉計画) 受付業務等でのトラブル回避計画(職員教育、安全誘導等) トラブル発生時の対応	4	2.86
最新の技術を導入し、環境にやさしい、安全・安心な施設 (12点)	万全の公害/防災対策/環境負荷低減	排ガス基準(停止基準、運転管理値)と遵守方法 騒音、振動、悪臭対策 防災対策(地震・台風・火事) 構造計画 雨水利用計画(利用量)	3	1.93
	安全・安定処理できるプラント設計	処理性能(安定処理の仕組み、焼却性能曲線等) トラブル事例と技術革新 フェールセーフ設計(事前発生防止、発生時の被害拡大防止等)	3	1.93
	エネルギー有効利用	発電/買電計画(年間量)と向上計画 余熱利用計画 エネルギー回収率 省エネルギー計画	6	5.14
周辺環境に調和した、地域と循環型社会の形成に貢献する施設 (20点)	意匠計画	景観デザインと工夫点(バース) 空間・緑化計画と工夫点 周辺環境への配慮 施設の多目的利用計画	6	3.86
	環境学習計画	施設見学動線(イメージ図) 教育設備の設置と更新 教育メニュー 施設見学への協力 エネルギー有効利用	3	2.04
	地域融和	情報発信 災害時の協力提案(早期復旧、避難所等) 住民の施設多目的利用支援	3	2.04
	地域貢献	地元企業の活用 資材調達(地場産材含む)への協力 運転員雇用と教育計画	8	4.57

技術（非価格）の審査結果（2/2）

大項目	中項目	小項目（提案を求める項目）	配点	はすグループ
施設の設計・ 建設上の配慮 (11点)	安全施工	概略工程と管理方法 品質管理・安全管理計画 廃棄物抑制（土量含む） 濁水、地下水対策 周辺環境対策（地元対応）	3	2.14
	配置計画	施設配置計画 安全動線計画（目的別交通の分離、 歩車分離、屋外/屋内動線等） 待機スペース確保	2	1.64
	長寿命の実現	主要設備の耐用年数と修繕計画 (30年計画含む) 点検/保全計画 修繕時の動線・スペース確保	6	4.93
施設の運営 上の配慮 (11点)	安定運営	人員配置及び組織体制図（通常時、緊急時、 トラブル時の人員配置・組織体制等） 事業収支計画 収支悪化時等の対応 保険	5	3.21
	リスク管理計画	リスク想定と回避策 不適正ごみ混入防止計画 計画外修繕対応	4	2.71
	事業終了時の円滑な引継ぎ 計画	事業引継ぎ提案	2	1.57
技術（非価格）評価点【合計】			60点	42.14

(6) 価格審査

価格審査は、技術（非価格）評価を行った後に実施した。

価格審査に先立ち、入札に参加した応募グループ及び委員会の立会いのもとで開札を行った。

開札時には入札価格が入札書比較価格の範囲内であること、入札説明書に記載した失格要件に該当しないことを確認した。また、定量化限度額は、入札書比較価格の80%と設定していることを確認した。

開札後、入札価格について点数化を行った。

価格評点の算出結果

応募グループ	配点	入札価格（円）（消費税抜き）	価格評価点
はすグループ	40点	17,470,000,000	34.79

(7) 総合評価及び優秀提案者の選定

技術（非価格）評価点と価格評価点とを加算して、次のとおり総合評価点を算出し、はすグループ（株式会社タクマグループ）を落札候補者として選定した。

総合評価点の算定結果

応募グループ	技術（非価格） 評価点 ①	価格評価点 ②	総合評価点 ①+②
はすグループ (株式会社タクマグループ)	42.14	34.79	76.93

5. 総評

委員会は、落札者選定基準に基づき、事業提案書類、事業提案書類に対する質問回答、事業提案書類に関するヒアリング内容を踏まえて評価を行い、公平かつ適正に審査を行った。

はすグループの提案は、1者応募であったが、多くの実績と豊富な経験に基づく実現性の高い優れたものであり、また、最新技術導入提案も含まれていることから、組合が掲げた事業目的である「燃やせるごみ等の適正処理はもちろんのこと、循環型社会の構築や温暖化防止にも貢献する新しい処理施設の整備」に加え、本施設の基本方針である「①「ごみ減量化、リサイクル」を前提とした、適正規模で効率的な施設」、「②最新の技術を導入し、環境にやさしい、安全・安心な施設」、「③周辺環境に調和した、地域と循環型社会の形成に貢献する施設」の3本の柱を十分に実現させることが可能であると判断し、同グループを落札候補者として選定した。

特に評価が高かった項目は、「エネルギーの有効利用」、「配置計画」、「長寿命化の実現」であった。

- ・エネルギーの有効利用では、要求水準を大幅に上回る発電効率やエネルギー回収率が提案され、高評価となった。
- ・配置計画では、安全性の確保に加え、周辺環境への影響にも配慮された提案であり、高評価となった。
- ・長寿命化の実現では、30年の長期施設稼働を見据えた、経験に基づく長寿命化対策、修繕計画が提案され、高評価となった。

一方、事業提案審査の過程で、よりよい施設整備、運営を期する上で以下の意見が出されたので付記する。

- ① 要求水準事項及び提案内容を確実に履行するとともに、事業期間を通じて、組合の要望等に対して、誠実に協議に応じるとともに、真摯な対応に努めること。
- ② 公害防止基準を確実に遵守するとともに、事故等の防止、臭気発生の防止に努め、地域住民の安全・安心の確保を実現すること。
- ③ 本施設は、地域住民にとって関心の深い施設である。本施設の運転状況等の情報開示については、提案内容の確実な遵守に加え、ホームページや専用線等を用いての役場庁舎におけるリアルタイム表示等を組合と協議のうえで検討を行い、積極的に取り組むこと。加えて、搬入禁止物の検知には特段の注意を払うこと。
- ④ 本施設の意匠、デザインについては、地域住民の意見を聴取した上で検討を進めるなど、地域と共に創る施設整備を目指すこと。
- ⑤ 施設の万全な安全対策に努めるとともに、万一に備え、周辺住民の避難が必要になった場合も想定し、事故対応マニュアルに地元地域等への伝達並びに避難誘導方法に係る記述を付加すること。
- ⑥ 事業期間を通じて、提案内容を上回る地場資材の活用や人材雇用、教育に加え、施設開放等を積極的に行うなど、地域社会の一員として地域貢献に努めること。

最後になるが、事業期間を通じて、組合と事業者が良きパートナーとなり、地元も含めた信頼関係の中で本事業を進めることを希望する。

平成 29 年 8 月 28 日

南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運営事業事業者選定委員会 委員長 奥村 充司